○厚生労働省告示第三百八十三号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（リース業務の範囲等） **第十七条**　規則第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、同号に掲げるリース物品等を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額が当該事業年度における収入の額の総額の百分の五十を下回らないこととする。 ２　（略）	（リース業務の範囲等） **第十七条**　規則第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、それぞれ当該各号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める規則第二百二十二条第二項第七号イからハまで又は第二百二十七条第二項第十五号イからハまでに掲げる要件の全てを満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　（略）